

✚ 貨物概要

ポリエステル製不織布にナイロンの糸を挿入して製造した床用敷物

性 状：タフティングマシンにより基布（ポリエステル製不織布）にナイロンの糸を挿入して表面にループを形成し、ループを切断したカットパイル地を、プラスチック及びポリエステル製不織布で裏打ちし、ロール状に巻いたもの

用 途：輸入後に所定のサイズに裁断し、自動車用の床用マットとして使用（使用時の露出面は紡織用繊維）

サイズ：幅 1600 mm×厚さ 8.5 mm（パイル部分 7.0 mm、裏打ち部分 1.5 mm）

✚ 分類

関税率表第 5703.29 号－2（統計番号 5703.29-290）のナイロン製のその他の床用敷物

✚ 分類理由

本品は、輸入後に所定のサイズに裁断し、自動車用の床用マットとして使用されるものですが、提示の際の形状はロール状であることから、「自動車用に適する寸法及び形状のもの」とは認められませんので、上記のとおり分類されます。

（参考）「自動車用に適する寸法及び形状のもの」に関するポイント

「自動車用に適する寸法及び形状のもの」とは、用途が自動車用であることのみでは充分ではなく、自動車用として特定の形状に裁断することによって、自動車用に専ら使用される外形的特徴を有し、かつ、専ら自動車用として使用されるサイズのもので。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）